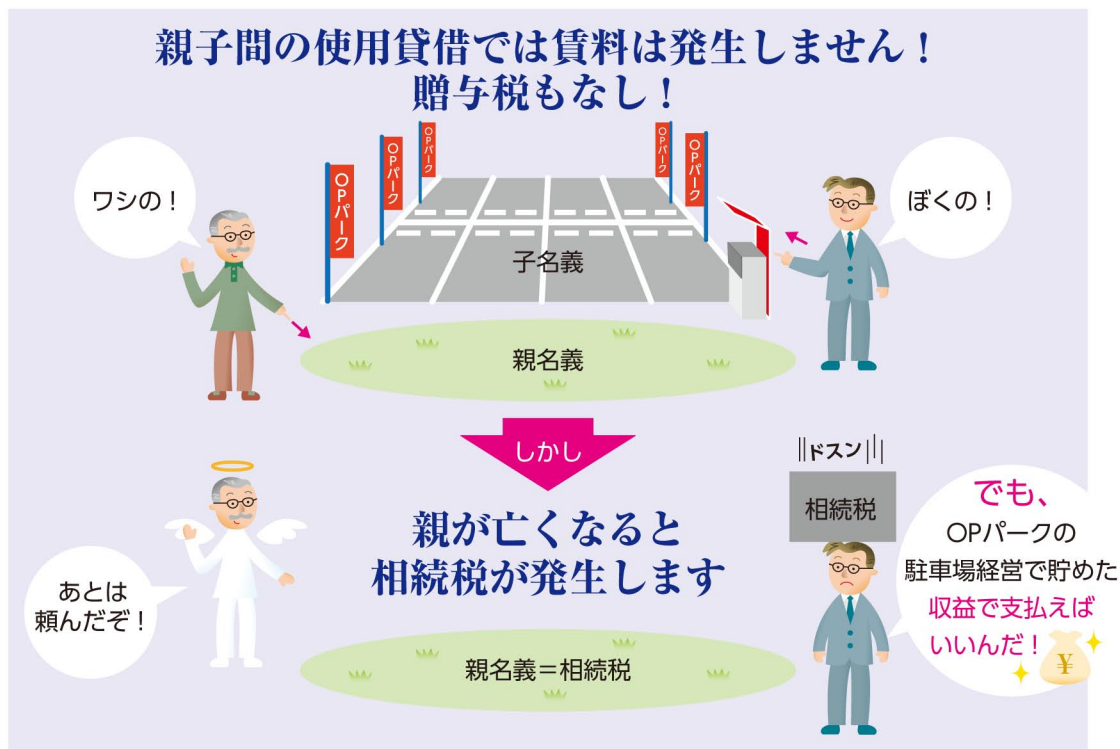


「がっつり・ばっちり・すっきり」 のあなた

相続税納税資金対策に効果あり! ✨

ご子息・ご息女がOPパークの駐車場経営をすることで、合法的に納税用の資金をストックできます!

親子間の使用貸借制度を使って、ご子息・ご息女が駐車場経営をすることにより、売上をご子息・ご息女の収入として貯えられます。(確定申告での所得税の支払いは生じます。)



せっかくの土地を、相続税のために手離さずにすみませす!

※従来のコインパーキングの賃貸借方式では、ご子息・ご息女が相続税納税資金をストックすることは困難です。

※相続税上の詳細な取扱いについては、税理士・会計士等専門家にご確認ください。

もっと詳しく知りたい!という方はお電話またはFAXください。



株式会社 フロンテア
OPパーク事業部

〒460-0007
名古屋市中区新栄二丁目1番4号
アソルティ新栄3A
TEL 052-261-7117 FAX 052-261-7116

